

アメリカ合衆国裁判所における紛争解決

—その穏健な評価—

Middle View of Dispute Resolution in the United States Courts

ジャネット・アレグザンダー*

Janet Cooper Alexander

山城 崇夫**・秋田 知子*** 訳

アメリカ人は訴訟好きの国民であるとの認識がアメリカの内外を問わず一般的である。この考え方によると、アメリカ人は紛争に対して対決的で攻撃的なアプローチをとるとされている。私達アメリカ人は軽微な紛争についてもすぐに民事訴訟を起こす。実際、アメリカ人は年間約1800万件もの民事訴訟を提起している¹⁾。アメリカ人は関係者すべてが満足するような解決を求めるよりも、むしろ全面的な勝利を勝ち取ることに望みをかけて、莫大なお金を使う。取るに足りない民事訴訟は、企業のリソースを無益に使い果たし、アメリカの経済力を弱めてしまうのである。そして、その傾向は強まっている。ある有名な本のタイトルをそのまま引用すると、まさにアメリカ合衆国は「訴訟爆発」の犠牲者である……と²⁾。

このイメージはある程度真実である。アメリカ人は個人主義の文化をもっており、他の国々では他の制度を通じて処理する場合でも私達は裁判制度を利用してしまうのである。

まず最初に、民事訴訟事件の種類を見てみよう。アメリカ合衆国では、離婚をしたり、養子縁組をしたり、遺言状を検認する（つまり遺産を相続人に分配できるようにする）ためには、民事訴訟を提起することが必要である。破産法のもとで保護を得るためにも民事訴訟を提起しなければならない。当事者が仲裁や私的な紛争解決方式を選択しても、仲裁の結果を強制実現するためには民事訴訟を提起しなければならない。請求が一定額を下回る場合、それは通例1000ドル以下だが、弁護士をつけずに提起できる少額裁判制度もある。これらの訴訟の大半は、商人がお客から未払い代金を取り戻すために裁判にかかる取り立て訴訟である。政府によって給付を拒否された高齢者や身体障害者が不服審査を求める場合、また政府が福祉もしくは医療給付金の支払超過分の取戻しを求める場合、そして政府が返済されていない学生ローンの取戻しを求める場合、これらのケースすべて訴訟の提起が必要となる。

これらの訴訟は、1800万件もの訴訟事件のうち、少なくとも1000万件もしくはそれ以上を

*スタンフォード大学ロー・スクール教授。民事訴訟法、複雑訴訟、紛争解決等の講座を担当。なお、「紛争と交渉センター」の首席研究員でもある。

** 桐蔭横浜大学法学部教授

*** 桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程在学。

訳注：本稿は、1998年6月27日桐蔭横浜大学法学部法律シンポジウムのために用意された文書を訳出したものである（この文書の所蔵は山城崇夫）。シンポジウムでは、本稿の一部を要約して紹介された。

占めている。アメリカ合衆国における訴訟の中で最大の関心事は、不法行為訴訟にある。不法行為訴訟には、自動車事故（不法行為訴訟のなかで最大のカテゴリー）、欠陥商品が消費者にけがをさせた場合の製造物責任訴訟、被告の相当な注意の欠如によって原告に損害を与えてしまったネグリジェンス、差別訴訟等々がある。不法行為訴訟は約100万件になる。契約訴訟はこれとは別に150万件になる。これらの数を合わせると、アメリカ人は大人75人につき約1件の不法行為訴訟もしくは契約訴訟を提起していることになる。もちろん多くの訴訟は会社を被告とするものである。証券クラス訴訟は注目されることが多いが、これらは年間にして350件を超えていない。

他の国では、必ずしも多くの不法行為訴訟は必要とされないだろう。アメリカ合衆国では政府が提供する一般的な健康保険がない。65歳以上の人々と政府被雇用者のために政府が提供する医療保険はある。雇用者が提供する保険を持っているのは、被雇用者のわずか約20%にすぎない。一般には、高額な個人保険を購入しなければならない。かくして、アメリカの不法行為訴訟（加害者に支払を求める訴訟）は、他の国では政府が提供する保険によってまかなう役割を果たさなければならないのである。確かに、これは被害者のために医療を提供する方法としては、きわめて非効率的で高くつくものである。傷害の中身によっては、不法行為請求を解決するために費やした金銭の4分の1から3分の2までを弁護士が受け取る。医療費用が訴訟で回復されない限り、これは端的に言って国家の不名誉である。しかしながら、一般的な医療保険を議会によって通過させるのは難しいのである。実際、1992年のそうしたクリントン大統領の努力は、1994年の選挙における議会の共和党の勝利の大きな要因となった。

しかしながら、驚くことに、アメリカ人は言われているほどすぐには民事訴訟を提起しない。私達は民事訴訟に至りうる可能性のある事件の数を知らなければ、アメリカ人がどれくらい訴訟を提起するのかという結論に到達することはできない。事故による傷害の包括的な調査は、もっとも信用性が高い統計データを利用してみれば、6世帯のうち1世帯は毎年事故による傷害で経済的損失を被っていることがわかる（これらの計算は、総数を増やす可能性のある交通事故を含まない³⁾）。それにもかかわらず、被害を受けた10人の中で約1人だけが事故の加害者に賠償金を請求するにすぎない。さらにこれらのうちの5分の1、つまり被害者10人中2人のみが訴訟を提起するにすぎない。傷害が自動車事故によって生じた場合、被害者の約半数が賠償を求めようとしたが、必ずしもこれらの請求のすべてが民事訴訟になったわけではない。自動車事故や労災事故以外は、被害者10人中3人のみが民事訴訟を提起するにすぎない。

民事訴訟が提起された時でさえ、約3分の2の訴訟は当事者間で交渉を通じて得られた合意によって解決される。したがって、民事訴訟の役割の一つは、交渉を通じて紛争を解決する方法を提供することである。民事訴訟を提起することは、原告がその請求に切実であり相手方の申し出を受け入れる気持ちがないか、または泣き寝入りをしたくないことの証左である。それはまた専門の交渉者や弁護士に紛争解決交渉の枠組みを提供することも意味する。民事訴訟の約2～4パーセントのみが判決に至るにすぎない⁴⁾。そこで、民事訴訟における弁護士の主要な役割は、交渉を通じて成果を獲得することである。

アメリカ人の訴訟好きという一般的認識がこれらの経験主義的な調査によって示されたデータとどうしてかくもかけ離れているのだろうか。法律制度に対する私達の考え方は、ほとんど

私達の経験や、私達が本を読んだり人から聞いたりしたものによって著しく影響を受けているというのが一つの理由である。軽微でありふれた請求は、大騒ぎになることもなくすみやかに解決され、ニュースにならないのだが、企業団体や政治団体は、たとえば取るに足りない事件や目をむくような評決の例を持ち出して、訴訟利用をより抑制させようと躍起になっている。ところが実際は、取るに足りない事件は裁判官によって即座に却下されたり、もしくは本当のところ、新聞記事のコラムで語られたものとは全く違う内容であることがよくあるのである。

立法者や社会的リーダーは、傑出した弁護士や裁判官になりがちであり、彼らの専門的業務は高額な紛争を対象とする、おもに複雑で難しい事件である（これらの事件には、通例、企業間の訴訟、企業と政府間の訴訟、企業を相手にする多数の構成員による大量の請求がある）。また、これらの事件では、ディスカバリーに多額の費用が使われ、虚栄心と敵意を生み出す。これらの法曹エリート集団は、一体となってアメリカの裁判制度を批判し、自らの経験を持ち出す。彼らは、大半の事件が、大きく、扱いにくく、複雑で、高額で、時間がかかるという結論をくだす。実のところはこれらの事件はすべての民事訴訟の5パーセントもしくはそれ以下にすぎないのである。

しかし、私は前述した要因が日本とアメリカのスタイルの違いをすべて説明するとは思わない。アメリカ人はけがの原因が誰かの過失であると思う場合や裁判で争うことが好ましいと思う場合に、主に民事訴訟を提起する。かくして、アメリカ人は自動車事故を理由に民事訴訟をすぐに起こす。彼らは容易に事故を他人の過失が原因と思うことができる（たくさんの要因があるかもしれない場合でも）。そして保険の包括的なシステムは彼らに補償を受ける資格があるという気持ちを起こさせる。そこでこの保険制度があるがゆえ、保険給付を獲得する手段として民事訴訟が利用されるのである。対蹠的に、歩道でこぼこや友達の家が壊れた階段でつまずいてけがをした人々はいつも訴えるわけではない。

私は、アメリカ人は日本人に比べて相手を批難したり、補償に対する要求が大きいと考える。桐蔭横浜大学法学部の日本人の同僚との会話の中で、私はこの違いに、はっとさせられた。たとえば、私達は熱いコーヒーをこぼして火傷をした際にマクドナルドを訴え、何億ドルもの評決を受けた女性の有名な訴訟について議論した。世界中の人々はこの訴訟をくだらない訴訟や不合理な評決の例として考える。

しかしながら、この訴訟における事実には続きがある。原告は関節炎を患っている高齢の女性であり、ドライブスルーでそのコーヒーを買った。彼女はコーヒーのふたをはずせずに、強くひっぱらなければならなかった。ふたが破裂してコーヒーがこぼれた時、彼女は足全体と骨盤のあたりにとってもひどい火傷を負い、病院で数週間を過ごした。その上、マクドナルドは他のファーストフード店よりもおよそ5～6度高い温度のコーヒーを出していた。マクドナルドは、こぼれたコーヒーでお客がひどい火傷を負った700以上の事例をつかんでいたが、方針を変えることを拒んだ。そして、もちろん、マクドナルドはお客の多くが高齢で、またドライブスルーのお客がたびたびクリームや砂糖を入れるため車の中でカップをあけるだろうということもわかっていた。その後陪審は、彼らの評決に達した決定的な要因はマクドナルドが数百もの深刻な火傷の事例を知っていながら、方針の変更を拒絶したことでであると報告した。トライアル（証拠調べ）になってさえ、マクドナルドは変える必要がないと強く主張し続けた。陪審

は、マクドナルドのような大きな会社に対して、お客に対する責任を気づかせるためには多額の懲罰的損害賠償が必要であると考えた（懲罰的損害賠償は、被告の行為に悪性が高い場合認められる。陪審は被告を罰し、他の者に類似の行為を将来思いとどまらせるためには多額のお金を裁定するものとしている）。

私は、これらの事実からこの訴訟を全く違った観点から評価することができる。原告は貪欲でも、おろかな人でもない。事故は必ずしも彼女の過失がすべてではなかったように思われる。マクドナルドには彼女の火傷に責任があったとの陪審の決定は、たとえ誰もが賛成しないにしても、合理的である。多額の裁定は、高額すぎるように思われるかもしれないし、またその裁定は確かに個人の火傷の訴訟で下された最高額の判断の1つではあったが、不合理で法律が許容しないものではなかった。私はアメリカ人の価値基準に照らせば、このような評決は受け入れられるもので、おそらく肯定的でさえあると考える。その価値基準とは、次のようなものである。

- ★ 企業は顧客に対し合理的な注意を払う責任がある。
- ★ 他人の過失でけがをした人は、賠償を得る権利がある。特に企業がその業務の中で個人にけがをさせた場合、個人ではなくその企業がコストを負担すべきである。
- ★ 政府は日常生活の細部に至るまで規制することはできない。日常生活において政府にファーストフード店のコーヒーの温度を規制させるよりも、個人に自らけがを理由とする訴訟を起こさせるほうがより実効的である。
- ★ 個人の福祉は、集団の福祉に従属させられるべきではない。私達はポピュリズムの長い伝統がある。それは企業不信によって特徴づけられる。

しかしながら、これらの価値基準を示しても、日本人の同僚達の意見は変わらなかった。彼らは個人がこうした事故のリスクを負担すべきで、個人が注意を払い自ら警戒すべき大きな責任があり、そして個人が集団の発展—企業や広く国家経済—を阻害することを許さないことが重要であると考えている（彼らの見解は日本では原告の医療費が国民健康保険によって支払われるという事実に影響されていたかもしれない）。私は、アメリカ人の文化的行動が日本人のそれに比べてすぐれたものと述べることはできない。実際、日本人の文化的行動は私にとって尊敬できるものであり、かつ気高いものに思われる。しかし、私は、企業が消費者、被雇用者、そして公衆の利益を尊重して行動するだろうという点にあまり自信を持ってない。

そのうえ、裁判によって紛争を解決することは、時として忘れられることの多い積極的な効果をもつ。裁判所の判決は、法を述べ、明確にし、よって人々をして従わせることになるルールを知らせる。かくして民事訴訟は人々に法を理解させ法に従わせることを促す統制効果がある。私人による民事訴訟に加えて、政府が原告となる訴訟は、法を実現する最も基本的な方法の1つである。判決を通じて事件を解決することは、力のある人が法を無視するままに任せることによって法が腐食することを妨げ、あるいは傷ついた人々にささやかな支払いを行う。裁判所の判決は、公的な価値を示し、一定の行為を非難したり認めたりする。公開の法廷で過失

を決定するという意味は、不正行為が申し立てられる場合、力がありもしくは裕福な人々が不当に影響力行使しないという保証を与えることである。裁判は、一方の当事者が小さく弱く、他方に力があり裕福な場合に、公平に扱うことができるようにする。もちろん、財力をもっともすぐれた可能な限りの法的助力を獲得することを可能にする。それにもかかわらず、訴訟は力の劣る集団がその権利を獲得する重要な手段である。注目すべき例のいくつかは、人種差別、性差別、消費者の権利、環境保全が含まれている。これらの数多くの訴訟において、交渉と説得の道が断たれた時に、民事訴訟が始まったのである。

私は、弁護士というものは交渉に重点をおいていると述べてきた。これは弁護士が最も効果的な方法として交渉による解決を使っていると言っているのではない。訴訟は論争主義で行われる。弁護士は弁論技術の訓練を受けているのであり、交渉技術の訓練を受けているのではない。弁護士は倫理として依頼人の利益を守る責任がある。論争主義は「対立構造」の考え方をベースにしている。そして、民事訴訟は請求に対する攻撃と防御の観点から一認否、認容・棄却一枠組みされている。この枠組みは相手方の立場を理解したり、もしくは双方にとってよりよい解決策を探すことを難しくさせる。

これらの特徴のいくつかは変化を見せはじめている。代替的紛争解決（ADR）運動は、ここ15年、きわめて勢いを増している。大半のアメリカのロー・スクールは、現在、交渉のコースを提供している。私自身が勤めるロー・スクールのスタンフォード大学では、基本と上級コースの交渉プログラムを置いている。学生の約3分の2は少なくとも交渉技術の1つのコースを履修しており、多くの学生は複数のコースを履修している。我々のコースの多くは、紛争が生じるのは当然とするのではなく、事前に紛争をいかに回避するかプランを立てることに力点を置くよう改革されてきた。私達は、心理学、経済学、経営論、組織行動学、社会学等の分野の教授や、国際平和学者と共に協同して研究しており、よりよい弁護士を養成したり、法律制度を改革することに寄与している。

裁判所もまた訴訟の中でADR手続を実施している。大半の連邦の事実審裁判所や上訴裁判所は、ADRプログラムをもっており、そのプログラムは当事者双方が裁判所監督下の交渉手続きによって紛争を解決することを奨励し、またはそうするよう求められるものになっている。これらのプログラムでは、訓練された中立の第三者が和解に達するよう当事者双方を助けて協議する。多くの裁判官は、特に複雑な訴訟において当事者双方が和解交渉を出来るように時間をかける。私達は裁判所が関係したADRプログラムを発展させることに手を染めたばかりで、そのプログラムは改善される余地がある。しかし、裁判所はそのプログラムに賭けたように思える。当初、そのプログラムはコストの削減と訴訟遅延を解消するための方法として、また和解の件数を増やすための方法として唱導された。議会によって委託された最近の調査研究はこれらの主張に疑問をなげかけている。大半の事件は当事者双方とその弁護士が遂行した交渉によってとにかく和解になる。トライアル件数は現在の2～4パーセントを大幅に下回るほど減少するとは思えない。そして、大半の裁判所ADRプログラムは通常の訴訟プログラム—その訴訟プログラムは何らの介入も行われず和解になる—に比べて著しくコスト削減と訴訟遅延の解消をはかるという性質をもってはいない。

ADRの真の利点は他にあると思われる。ADRの真の利点は、交渉と結果の質、当事者間

の関係維持、紛争について情報を交換する際の協同、及び訴訟で得られる解決策を超えるものを考慮することに関係するだろう。さらに、ADR手続は公共利益に影響を及ぼす一定種類の複雑訴訟に大きな可能性をもっている。たとえば、政府とマイクロソフト社の訴訟において、交渉の際、訴訟によって影響を被る可能性のある第三者を含めた交渉が主張された。交渉を拡張することは事件を格段に複雑にし、解決を難しくさせるようにみえるかもしれない。しかし、影響を受ける可能性のある第三者を含めずに複雑訴訟を解決することは問題を先送りにするだけである。例えば1974年、黒人の消防士がアラバマ州のバーミングハム市を相手取って、雇用と昇進の際の人種差別について訴えた。訴えから約15年後、当事者双方は市の政策の変更に同意し、裁判所はその合意を承認した。その時、白人の消防士グループは新しい政策が白人の雇用機会を減らしたとして市を訴えた。最高裁は、白人の消防士たちが第一審の訴訟に加えられなかったため、彼らはその合意に拘束されず、したがって、訴訟に持ち込むことができると判示した。1974年に提起された第一審訴訟に白人の消防士を含めていれば、事件の解決は難しくなっていたであろう。しかし、白人の消防士たちは訴訟に加えられず、そして権利が侵害されたため、前述の合意について、白人の消防士の利益を考慮する必要が生じている。その結果として事件はまだ続いている。

1980年頃からアメリカの紛争解決方法は大きく変化している。裁判所は、単に訴訟審理の場としてではなく、判決及び裁判所の援助にかかる交渉を含め、色々な手段によって紛争を解決する機関として、いよいよ自らを指定しはじめている。多くの裁判官は紛争解決の促進が国家政策であり、トライアルに至るのは紛争処理の失敗にほかならないと述べている。この目的のために裁判所は裁判所内により正規の交渉運営方法を提供する複合ADR制度を設けている。

また、裁判所に比べて民間の紛争解決機関を通じて解決される事件がますます増えている。たとえば、多くの契約は、事件が仲裁によって解決されることをその条項に置いている。すなわち、当事者双方によって選ばれた1人以上の人間がその紛争について裁定する方法である。仲裁人はその分野の専門家であり、たとえば、退職判事や中立的専門家である。そのような仲裁条項は、もっぱら企業が作成した消費者条項の中に含まれるため、時に問題が生じる。というのは、これらが時として一方的で企業に有利で、消費者の法的権利を奪うからである。しかしながら、仲裁もしくは調停が平等な交渉力によって規制を受けずに合意できる場合、それらは対立関係や資源の無駄遣いを避けるすぐれた方法になりうる。当事者双方はコストを削減し、遅延を解消する合理化した手続に基づいて合意することができる。これらの手続きでは、専門の知識が必要な場合、専門家を用意することもできる。その契約のもとで生じるすべての紛争を同一の仲裁人に判断させることにより一貫性を増し、極端もしくは異常な結果を減らすことができ、予測可能性を高めることができる。事実、製品の保証請求等数多くの類似の請求に関する場合、仲裁人は標準化された救済策を採用することができる。

最後に、交渉とADRは紛争解決により直接的な当事者双方一弁護士ではない一を関与させるという長所がある。訴訟は高度に技術的で専門的である。そのプロセスは弁護士が支配し執り行うものである。彼らの依頼者、すなわち当事者はそのプロセスで比較的受動的な役割を果たす（彼らは訴訟シーンの背後ではどっぷり巻き込まれているにもかかわらず）。多くのADRプロセスは意図的に当事者を交渉プロセスに組み込むようにつくられている。これはそのプロセスに参加しているという感情を高め、満足を与える。

- 1、 National Center for State Courts, State Court Caseload Statistics: Annual Report,1995; Administrative Office of the U.S. Courts, Federal Judicial Workload Statistics, December 31, 1993. 裁判所の訴訟負担については、これらの資料から得られる。
- 2、 Walter Olson, The Litigation Explosion:What Happened When America Unleashed the Lawsuit (1991)
Deborah R. Hensler et al, Compensation for Accidental Injuries in the United States (RAND Institute for Civil Justice,1991);
この他 Deborah R. Hensler, Taking Aim at the American Legal System: The Council on Competitiveness's Agenda for Legal Reform, 75 Judicature 244(1992) を参照
- 3、 残りは、却下もしくは放棄等により終了する。